3　受験手続の特例の方法

⑴　簡便な試験案内・申込書請求方法

公告11．にかかわらず、被災地域等の状況により試験案内・申込書を請求するにあたり支障があると認められる者について、外務省人事課長が指定する簡便な方法による請求を認める。

⑵　簡便な受験申込方法

公告11．にかかわらず、被災地域等の状況により申込受付期間中の郵送による申込みに支障があると認められる者について、外務省人事課長が指定する簡便な方法による申込みを認める。

⑶　受験申込受付期間の延長

公告11．にかかわらず、被災地域等の状況により、通信機器が利用できる状況にないなど申込みに特段の支障があると認められる者について、申込受付期間の１週間の延長を認める。

4　その他

⑴　受験手続の特例に関する相談等に応じるため、外務省人事課採用班に被災者等受験相談窓口を設ける。

⑵　受験手続の特例について、外務省のホームページに掲載する。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月十一日（月）

○一般案件

一、東日本大震災復興構想会議の開催について（決定）

（内閣官房）

四月十二日（火）

○一般案件（抜粋）

一、人明口本目録、本日の書１等綴、本国の書並計変動貸放送協会平成二十一年度に見及放及び送並び同協会国査び査委にこび会付一すに監告平成に二十出及びに提会これキャ益計一算書、財会するる年度ここ